

福岡県公報

平成27年7月3日
第3707号

目次

告示 (第617号 - 第624号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
公 告		
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	4
○平成27年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防防災指導課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○平成27年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高齢者地域包括ケア推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	9

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	9
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	11

告 示

福岡県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県道	三 瀬 上 陽 線	前	八女郡広川町大字水原41 54番1先から 八女郡広川町大字水原46 02番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			前	八女郡広川町大字水原41 54番1先から 八女郡広川町大字水原46 02番1先まで	9.0 ～ 81.6	1,452.3
			後	八女郡広川町大字水原41 54番1先から 八女郡広川町大字水原46 02番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			後	八女郡広川町大字水原41 54番1先から 八女郡広川町大字水原46 02番1先まで	9.0 ～ 76.5	1,452.3

福岡県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年7月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三潁線上陽線	八女郡広川町大字水原4437番1先から 八女郡広川町大字水原4511番1先まで

福岡県告示第619号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月23日福岡県告示第1239号福岡都市計画都市高速鉄道事業5号西日本鉄道天神大牟田線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成22年7月23日から平成34年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成22年7月23日福岡県告示第1239号の事業地中福岡市博多区竹丘町三丁目地内において変更する。

(2) 使用の部分

平成22年7月23日福岡県告示第1239号の事業地に同じ

福岡県告示第620号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糸島市二丈鹿家字長谷1の2、字立花605の1、614の1、614の4、614の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第621号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字岩屋2023の16、2023の17、2034

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

2023の16・2034（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	添田線 赤池	前	田川郡添田町大字庄2525番1先から	8.5	8.5
				田川郡添田町大字庄2525番2先まで	8.7	
			後	田川郡添田町大字庄2525番1先から 田川郡添田町大字庄2525番2先まで	10.7 ~ 10.7	8.5

福岡県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年7月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田線 赤池	田川郡添田町大字庄2525番1先から 田川郡添田町大字庄2525番2先まで

福岡県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	直方線 芦屋	前	遠賀郡芦屋町祇園町1569番60先から 遠賀郡芦屋町船頭町1617番1先まで	8.0 ~ 27.5	298.0
			前	遠賀郡芦屋町祇園町1569番60先から 遠賀郡芦屋町船頭町1617番1先まで	8.0 ~ 25.1	306.9
			後	遠賀郡芦屋町祇園町1569番60先から 遠賀郡芦屋町船頭町1617番1先まで	8.0 ~ 27.5	298.0

		後	遠賀郡芦屋町祇園町1569番60先から 遠賀郡芦屋町船頭町1617番1先まで	8.0 ～ 28.1	306.9
--	--	---	---	------------------	-------

公 告

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営本庄地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成27年7月3日から 平成27年8月3日まで	みやこ町役場

公告

平成27年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

(1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から2年以上経過しているもの

(2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
 - ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
 - イ 危険物関係法令による規制の要点
- (2) 危険物の火災予防に関する事項
 - ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
 - イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
 - ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

午前の部（受付：9時00分～9時30分 講習：9時30分～12時30分）

午後の部（受付：13時00分～13時30分 講習：13時30分～16時30分）

開催地	講習会場	講習月日	午前	午後
福岡	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	8月17日（月）	その他	給油
		8月18日（火）	その他	石コン
		8月19日（水）	給油	その他
		8月20日（木）	石コン	給油
		8月21日（金）	給油	その他

北九州	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階 (北九州会場の受講を希望される方は必ず第3希望まで記入して下さい。ただし給油については第2希望まで。)	9月1日(火)	給油	石コン
		9月2日(水)	石コン	給油
		9月3日(木)	石コン	その他
		9月4日(金)	その他	石コン
		9月7日(月)	石コン	その他
		9月8日(火)	その他	石コン
		9月9日(水)	石コン	その他
久留米	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	9月15日(火)	その他	給油
		9月16日(水)	給油	その他
		9月17日(木)	その他	給油
大牟田	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館 ※9月29日は午後のみ	9月29日(火)	給油	給油
		9月30日(水)	その他	その他
		10月1日(木)	その他	その他
行橋	行橋市中央1-9-50 行橋商工会議所	10月7日(水)	給油	その他
		10月8日(木)	その他	給油
直方	直方市津田町7-20 直方市中央公民館	10月27日(火)	給油	その他
		10月28日(水)	その他	給油

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、公益社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期限等

ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い公益社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間(消印有効)	郵送申込み先
------	--------------	--------

福岡会場	7月21日(火)～8月4日(火)	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 公益社団法人福岡県危険物安全協会 ※郵送の際は、簡易書留をお願いします。 (紛失等の事故防止のため)
北九州会場	8月5日(水)～8月19日(水)	
久留米会場	8月21日(金)～9月4日(金)	
大牟田会場	8月31日(月)～9月14日(月)	
行橋会場	9月14日(月)～9月28日(月)	
直方会場	9月24日(木)～10月8日(木)	

イ 講習開催地への持参による受付

受付時間：10時00分～16時00分(12時00分～13時00分を除く。)

受付日	受付会場	所在地	備考
8月11日(火)	ふくおか石油会館 2階会議室	福岡市博多区下呉服町 1-15	受付会場で証紙販売
8月27日(木)	北九州市民防災センター別館3階	北九州市小倉北区東港 1-2-5	〃
9月11日(金)	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999 -1	〃
9月25日(金)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46	〃
10月5日(月)	行橋市消防本部	行橋市中央1-9-9	〃
10月15日(木)	直方市消防本部	直方市新町2-5-10	〃

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。

(2) 受講手続、その他の問合せは、公益社団法人福岡県危険物安全協会(電話092-273-1150)に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字旅石字橋本177番1、178番、181番1、182番1、186番1、186番3、187番1、189番3、字中道827番1、827番2、827番6から827番11まで、828番1、828番2、828番4、828番5、835番1、835番5、840番、842番、844番1、844番2、845番1、845番2、846番1、847番1、850番1、850番3、851番2、852番、853番、854番1、854番2、858番2、858番7、858番8、859番1、859番7の一部、859番8、863番1、863番3、863番4、864番1及び865番1から865番5まで並びにこれらの区域内の水路である須恵町所有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名

新潟市南区清水4501番地1
株式会社コメリ
代表取締役 捧 雄一郎

公告

久留米市善導寺町木塚与田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
吉田 直幸	久留米市善導寺町与田337番地
木下 常利	久留米市善導寺町木塚546番地1
田中 信義	久留米市善導寺町木塚1496番地
森光 潔	久留米市善導寺町木塚1910番地
小屋松 義昭	久留米市善導寺町木塚1332番地3
中野 和仁	久留米市草野町矢作588番地3

2 退任監事

氏 名	住 所
吉田 勝	久留米市善導寺町与田433番地1
田中 光次	久留米市善導寺町木塚751番地

3 就任理事

氏 名	住 所
吉田 敏裕	久留米市善導寺町与田867番地2
木下 邦生	久留米市善導寺町木塚544番地2
原 英司	久留米市善導寺町木塚1700番地2
森光 新司	久留米市善導寺町木塚1937番地1
高木 廣光	久留米市善導寺町木塚1394番地1
弥永 朝希	久留米市山本町耳納126番地6

4 就任監事

氏 名	住 所
原口 剛	久留米市善導寺町与田367番地、368番地合併
中垣 勝昭	久留米市善導寺町木塚756番地6

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市日蒔野三丁目6番47及び6番64から6番70まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名

福岡市博多区博多駅前三丁目14番10号
株式会社アルシスホーム
代表取締役 小柳 義則

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 にしてつストア牛頸店

(2) 所在地 大野城市若草三丁目1番1号 外1筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字高田字下川原597番1、597番3、598番、601番、603番1、607番1及び607番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡篠栗町大字高田465番地

長澤 治敏

公告

平成27年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
平成27年10月11日 (日曜日)	午前10時00分	北九州市八幡西区自由が丘1番8号 九州共立大学
		福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分	問題数
介護支援分野 介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	25問
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること。 基礎 総合	15問 5問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること。
合 計	60問

(4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料8,600円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料8,600円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、平成27年6月22日（月曜日）から平成27年7月22日（水曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

平成27年12月10日（木曜日）に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092-431-4585）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して250円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人宇美町障がい者共同作業所福祉工房わかくす

(2) 代表者の氏名

藤木 基莊

(3) 主たる事務所の所在地

糟屋郡宇美町貴船二丁目40番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者で、雇用されることが困難な人を通所させて、自活に必要な生活指導、並びに作業訓練を行うと共に、障がい者と地域住民との交流を促進することで生活内容の充実を図ることを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人さくら

(2) 代表者の氏名

岡部 康子

(3) 主たる事務所の所在地

中間市中尾三丁目10番25号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、認知症患者及び身体的精神的機能障害等を抱えている市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業を行ない、認知症患者及び身体的精神的機能障害患者ならびにその家族が等しく生きがいのある生活ができるように地域社会に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人わくわーくシニア

(2) 代表者の氏名

安永 昌純

(3) 主たる事務所の所在地

太宰府市通古賀二丁目7番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、太宰府市をはじめ福岡都市圏の高齢者を含む元気な人達が、そうでない人たちの支援をしたり、地域の安全や子供の健全な育成への協力、元気なまちづくりへの参画や、個々人で出来る地域環境保全の取組みの拡大など、高齢者ならではの智慧を出し合って、全世代の人達と共に、市民・地域のために貢献することを目的とする。

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失うので、公告する。

平成27年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

化学名 2-〔(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル〕フェノール及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第117号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成27年7月4日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第193号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成27年7月3日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年9月14日（月）から同年9月25日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

42名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61

年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成27年8月24日（月）から同年8月26日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

- a 合格証明書（2級）の写し
- b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

- a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し
- b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(5) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間内（2日間）に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

福岡県公安委員会告示第194号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警

備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年7月3日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成27年10月6日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成27年10月7日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成27年8月31日（月）から同年9月2日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった

場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45

分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。